

平成30年度

第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

平成30年度第1回埼玉県私立学校助成審議会議事録

開 催 日 平成30年6月12日（火）

場 所 さいたま共済会館 504会議室

出 席 者（12名）（敬称略）

長峰 宏芳	荒川 岩雄	青木 徹
田部井 勇二	菊地 伸	栗原 充常
伊東 政信	河村 美穂	村田 俊彦
金井 千尋	甲原 裕子	柴田 潤一郎

欠 席 者（1名）（敬称略）

木下 高志

事 務 局 高柳 総務部長
廣川 学事課長
野々部 学事課副課長
石井 高等学校担当主幹
中村 幼稚園担当主幹
村上 専修各種学校担当主幹
山下 高等学校担当主査
岡野 幼稚園担当主査
細田 専修各種学校担当主査
敷根 高等学校担当主事
小林 高等学校担当主事
河内 幼稚園担当主任
森田 専修各種学校担当主任

1 開 会

定足数を確認し、14時00分審議会を開会した。

2 会長代理の指名

青木委員が会長代理に指名された。

3 諮問書の手交

諮問書（別紙1）が総務部長から会長に手交された。

4 議事録署名委員の指名

会長は、議事録署名委員として、伊東政信委員、河村美穂委員を指名した。

5 諮問事項

（1）審議結果

諮 問 事 項	審議会意見	議決結果
平成30年度私立学校（小学校・中学校・高等学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成30年度私立学校（幼稚園） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	
平成30年度私立学校（専修学校・各種学校） 運営費補助金配分の基本方針について	継 続	

（2）審議内容

別添「審議記録書」のとおり

7 閉 会

議長は、議事終了の旨を述べて、15時55分閉会を宣言した。

平成30年6月12日

議 長 村田 俊彦

議事録署名人

委 員 河村 美穂

委 員 伊東 政信

(別紙1)

学事第295号

平成30年6月12日

埼玉県私立学校助成審議会会長 様

埼玉県知事 上田 清司

平成30年度私立学校運営費補助金配分の基本方針について (諮問)

埼玉県私立学校助成審議会条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 平成30年度私立学校(小学校・中学校・高等学校)運営費補助金配分の基本方針について
- 2 平成30年度私立学校(幼稚園)運営費補助金配分の基本方針について
- 3 平成30年度私立学校(専修学校・各種学校)運営費補助金配分の基本方針について

【審議記録書】

○司会 それでは、お待たせいたしました。

本日は、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私、議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます、学事課副課長の野々部と申します。よろしく願いいたします。

1 委嘱状の交付

○司会 今回は、今年度第1回目の審議会となります。開会に先立ちまして、このたび委嘱をお受けいただきました委員の皆様、高柳三郎総務部長から委嘱状をお渡ししたいと存じます。

委員の皆様のお席にお伺いしてお渡しいたしますので、そのままお席でお待ちいただければと思います。

[対象委員に対して委嘱状交付]

2 委員及び事務局職員紹介

○司会 続きまして、委員の皆様方から自己紹介をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、長峰委員から、時計回りに全員の方をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

○長峰委員 鶴ヶ島市選出の県議会議員の長峰宏芳と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○荒川委員 荒川岩雄でございます。浦和区出身でございます。本職は弁護士でございますが、県議会議員を5期やらせていただいています。よろしく願いいたします。

○河村委員 こんにちは。埼玉大学教育学部の河村美穂と申します。専門は家庭科教育学です。よろしく願いいたします。

○村田委員 こんにちは。村田と申します。以前は県に勤めておりまして、以前は総務部長をやっておりましたけれども、現在はコープみらいという生活協同組合で、非常勤の理事をやっております。よろしく願いいたします。

○金井委員 公認会計士の金井と申します。よろしく願いいたします。日頃から学校法人の会計監査に携わっておりまして、その立場から何かお役に立つことを申し上げることができればと思っております。よろしく願いいたします。

○甲原委員 弁護士の甲原裕子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○柴田委員 こんにちは。全国健康保険協会埼玉支部の柴田と申します。全国健康保険協会は7年目です。よろしく願いいたします。

○伊東委員 皆さん、こんにちは。テクノ・ホルティ園芸専門学校の伊東と申します。埼玉県専修学校

各種学校協会の副会長という立場でここに座っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○栗原委員 牛島幼稚園の栗原と申します。全埼玉私立幼稚園連合会の方より参りました。よろしくお願いいたします。

○菊地委員 わらび学園の菊地と申します。よろしくお願いいたします。

○田部井委員 城西川越中学校、城西大学付属川越高等学校の校長の田部井です。よろしくお願いいたします。

○青木委員 開智学園の理事長であります青木です。よろしくどうぞお願いします。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、事務局職員を御紹介いたします。

総務部長の高柳三郎でございます。

○高柳総務部長 高柳です。よろしくお願いいたします。

○司会 学事課長の廣川達郎でございます。

○廣川学事課長 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 高等学校担当主幹の石井健一でございます。

○石井高等学校担当主幹 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 幼稚園担当主幹の中村雅仁でございます。

○中村幼稚園担当主幹 どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 専修各種学校担当主幹の村上慎でございます。

○村上専修各種学校担当主幹 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 後ろの席に参ります。高等学校担当主査の山下能央でございます。

○山下高等学校担当主査 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 幼稚園担当主査の岡野裕之でございます。

○岡野幼稚園担当主査 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 専修各種学校担当主査の細田文子でございます。

○細田専修各種学校担当主査 よろしくよろしくお願いいたします。

○司会 改めまして、私は本日の司会を務めさせていただいております、学事課副課長の野々部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

3 総務部長挨拶

○司会 それでは、開会に先立ちまして、高柳総務部長から御挨拶を申し上げます。

○高柳総務部長 皆さん、こんにちは。総務部長の高柳でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の私学行政はもとより、県政全般にわたりまして多大な御協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。また、御多忙の中にもかかわらず、

埼玉県私立学校助成審議会に御出席いただき、重ねてお礼申し上げます。

私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担っており、本県の教育において重要な役割を果たしてございます。高等学校では、学業面はもとより、野球やサッカーなどの運動部活動、吹奏楽などの文化部活動においても全国レベルで優秀な成績を収めております。また、専修・各種学校においても、優秀な職業人材を数多く社会に送り出すとともに、技能五輪全国大会などの舞台で輝かしい実績を挙げられております。幼稚園には、思いやりや忍耐力など社会を生き抜く力の基礎となる、いわゆる非認知能力を身に付けるための教育機関として、改めて社会から大きな期待が寄せられております。

県では、このような私学教育を推進し、教育条件の向上や保護者の経済的負担の軽減、学校経営の安定を図ることを目的として、私立学校運営費補助金を交付しているところでございます。本審議会は、この運営費補助金の更なる適正化及び効率化を図るため、配分の基本方針について御審議いただくものでございます。皆様方の貴重な御意見を参考に、運営費補助金がより大きな効果を発揮できるよう、配分に努めてまいります。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの分野での御経験を踏まえ、様々な見地から御審議を賜りますようお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 大変申し訳ありません。先ほど委員紹介の際に御連絡申し忘れてしまったのですけれども、木下高志委員におかれましては、本日所用により御欠席との連絡をいただいております。申し訳ございません。

4 開 会

○司会 それでは、埼玉県私立学校助成審議会条例第6条第2項に定める定足数を満たしておりますので、ただいまから平成30年度第1回埼玉県私立学校助成審議会を開会します。

5 会長の選出

○司会 まず、ここで議案の審議に入ります前に、現在空席となっております会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出につきましては、条例第5条第1項により、委員の互選により定めることとなっております。通例ですと、ここで会長代理が議長を務めることとなっておりますが、現在会長代理も空席となっておりますので、事務局の方で進行をさせていただいてよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○司会 ありがとうございます。

それでは、進行させていただきます。

会長互選の方法につきましては、埼玉県私立学校助成審議会管理運営要綱第4条により、単記無記

名投票又は指名推選とすると規定されております。今回は、学識経験者として委嘱されている委員の方を指名推選により選出していただきました。会長の互選に関しまして、委員の皆様から何か御発言がございましたら、お願いいたします。

青木委員。

○青木委員 私は、この中で村田委員が適任ではないかと思っています。実は、以前も何回か会議で会ったことがございまして、非常に教育行政も詳しいですし、私学行政も、両方とも詳しい方で最適かと思っています。いかがでしょうか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○司会 それでは、村田俊彦委員を会長とすることで、皆様御異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○司会 ありがとうございます。

御異議がございませんでしたので、村田俊彦委員を会長とすることと決定させていただきました。村田委員は会長席に御移動いただければと思います。

6 会長挨拶

○司会 それでは、ここで村田会長から御挨拶を頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○村田会長 では、改めまして、こんにちは。ただいまの御推挙によりまして、私立学校助成審議会の会長の要職に就かせていただくことになりました村田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。何分不慣れでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

私立学校助成審議会は、知事の諮問に応じまして、私立学校に対する各年度の運営費補助金の配分の基本方針について御審議いただく場でございます。それぞれのお立場から貴重な御意見を頂き、実りある議論を尽くしてまいりたいと存じます。議事の公正、中立な運営を心掛けていきたいと存じますので、委員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

7 会長代理の選出

○司会 続きまして、会長代理の選出をお願いしたいと存じます。

条例第5条第3項に定めるところにより、村田会長から会長代理の指名をお願いいたします。

○村田会長 それでは、会長代理につきましては、学校関係者の中で最年長で経験豊かな青木徹委員にお願いしたいと思います。

青木委員、よろしいでしょうか。

○青木委員 私ではよろしければ。

〔異議なし〕

○司会 それでは、会長代理は青木委員にお願いしたいと存じます。

8 諮問書の手交

○司会 続きますして、高柳総務部長から会長に諮問書をお渡しいたします。

〔会長に諮問書を手交〕

○司会 続きますして、委員の皆様にも事務局から諮問書の写しを配付いたします。

〔委員に諮問書を配付〕

○司会 それでは、これからの議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

なお、ここで委員の皆様方には大変恐縮でございますが、高柳総務部長は公務が重なっておりますので、退席させていただきます。

○高柳総務部長 どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

〔高柳総務部長退席〕

9 議事録署名委員の指名

○村田会長 それでは、条例第6条第1項に基づきまして、私が議長として議事を進めてまいります。

議事に入ります前に、条例第8条第2項の規定によりまして、今回の議事録署名委員を指名したいと存じます。伊東政信委員、河村美穂委員、以上、二名の方に署名委員をお願いします。

続きますして、会議の公開等につきまして、委員の皆さんに御意見を伺いたいと思います。条例第7条では、「審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。」と規定しております。今回の会議につきましては、公開とすることによってよろしいでしょうか。

〔異議なし〕

○村田会長 ありがとうございます。それでは、そのように取り扱わせていただきます。

次に、傍聴者の紹介を事務局からお願いします。

○事務局 本日は、傍聴者はいらっしゃいません。

○村田会長 分かりました。

10 諮問事項（3件）

（1）平成30年度私立学校（小学校・中学校・高等学校）運営費補助金配分の基本方針について

（2）平成30年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について

（3）平成30年度私立学校（専修学校・各種学校）運営費補助金配分の基本方針について

○村田会長 それでは、審議に入りたいと思います。

今回は諮問事項3件でございますが、これらを一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料1「私立学校運営費補助金配分の基本方針について」を御覧ください。本日は1回目でございますので、基本的な考えにつきまして簡単に御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、「1 私立学校運営費補助金交付の目的」ですが、(1)私立学校の教育条件の維持、向上を図る、(2)在学する生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図る、(3)私立学校の経営の健全性を高める、の3つでございます。

次に、「2 私立学校運営費補助金配分の基本方針」については、各年度、運営費の配分方法について見直しを行います。見直しの考え方について明示するとともに、配分に当たっての基本的な方針を定めるものです。

なお、基本方針につきましては、知事の諮問に応じまして、私立学校助成審議会において審議をすることとされています。

次に、「3 期待される効果」といたしましては、補助金配分の透明性、公平性がより向上するということと、配分の内容を学校になるべく早く、かつ、分かりやすく提示することで、補助金の効果を高めたいということです。

これまでの取組により、頂いた意見を反映した形の方針が基本的にはできております。ゼロからつくり上げるという作業ではございませんが、よりよくするという視点から、毎年、効果をより上げるような形で見直しを行っていくということです。

流れといたしましては、今回1回目に幅広く御意見を頂いた上で、事務局で一度持ち帰らせていただきまして、具体的な案を作り、2回目で最終的に案を決定していただくという流れを考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、資料2「平成30年度私学助成について」です。私学助成の2本柱ということで、今回御議論いただくのは、左側の私立学校運営費補助金でございます。右側の父母負担軽減につきましても、本県として非常に力を入れています。今回は私立学校に対する運営費の配分について御意見を頂くという形になっています。

資料の一番下に予算総額が書いてありますが、360億円余の予算を頂いておりまして、前年度よりも3,100万円ほど増となっております。

それぞれの学種におきましても、上の方に高校、幼稚園、専修・各種学校とそれぞれの内訳を書いています。厳しい財政状況の中、議会から増額をそれぞれお認めいただいています。ただし、幼稚園につきましては、子ども・子育て支援制度、いわゆる認定こども園に移行する園がございますので、見かけ上は予算が減っているように見えておりますが、実質的には増となっており、3学種合わせまして、約1.3%の4.7億円ほど増額の予算を頂いているところです。

資料2の2ページですが、内訳を学種別に細かく整理させていただいたものですので、参考にしていただければと思います。

さらに、資料2の3ページにつきましては、先ほど申し上げました高校において充実を図っている父母負担軽減制度の概要です。これも参考資料でございます。

私からの説明は以上です。

○事務局 高等学校担当の石井と申します。私からは、小、中、高等学校の運営費補助金配分の基本方針を御説明させていただきますので、お手元の資料3を御覧ください。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

本日は1回目の開催ですので、まず現行の基本方針について御説明いたします。その後、私立学校関係者へのヒアリングなどを踏まえました検討の視点を御説明いたします。

まず、現行の基本方針です。1の「配分の基本的な考え方」ですが、配分に当たりましては、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの枠の中に必要な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めております。

上の四角の基礎配分とは、人件費や光熱費などの経常的経費に対し、予算の範囲内でその一部を補助するもので、まさに学校運営の根幹を支える支出に対する補助です。

政策誘導配分とは、教育条件の向上など、県の進める私学行政への誘導を促進するものです。

次に、「2 基礎配分」の(1)高等学校を御覧ください。高等学校では、補助対象経費方式を採用しております。前年度の生徒や教職員数に応じた支出状況、つまり決算書の額に基づきまして一定割合を補助しており、経営実態を反映しやすい配分方式です。

左の欄、配分項目としましては、決算書から、①人件費や②教育研究経費などの支出額を抽出し、これに補助率を乗じ、補助額を算出いたします。

次に、(2)中学校と(3)小学校です。生徒一人当たりの補助単価を設定し、生徒数を乗じて補助額を決める単価方式という配分方式を採用しており、大変分かりやすくなっております。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。2ページの「3 政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①生徒納付金水準補正です。授業料などの生徒納付金を低い額で運営する学校に加算し、高額な学校は減算し、保護者の教育費負担の軽減を図るものです。

次に、②小規模校加算です。生徒数が720人以下の小規模校に加算することで、学校運営の安定化を図ろうとするものです。

次に、③学級規模補正です。高等学校設置基準において、原則1学級40人以下と定めがございますので、40人以下で運営する学校に加算し、誘導いたします。

次に、④学校関係者評価実施加算です。保護者や地域住民などが、授業などの取組を評価し、学校運営の質の向上に取り組む学校に加算し、積極的な実施を促します。

次に、⑤本務教員充足加算です。本務教員とは、週5日以上勤務する校長や教員のことです。本務教員一人当たりの生徒数が少ない学校へ加算することで、本務教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、⑥特色教育加算ですが、海外留学など特色ある教育を行う学校に加算し、促進を図ります。

なお、欄外の※印ですが、小学校は、⑥特色教育加算の1項目としております。これは、県内の私立小学校が5校と少ない点、各校1クラスの児童数がおよそ30人であり、既に少人数学級が行われている点などを考慮し、基礎配分に重点を置いた配分としております。

※印の2つ目、中学校は、②の小規模校加算を適用いたしません。これは高等学校と比較し、学校ごとの規模の違いが小さい点を考慮しております。

次に、資料3-2「配分の基本方針に係る検討の視点（高等学校）」を御覧ください。政策誘導配分につきまして、2点ございます。

1点目は、「学校関係者評価実施加算の見直しについて」です。「現状」にありますとおり、平成29年度は実施校に300万円を加算いたしました。この加算額の根拠について、当初は主に評価事務を担当する教職員の人件費を想定しておりました。しかし、既に実施している学校の状況を調べたところ、事務がマニュアル化されていたり、周年行事の一つに組み込まれていたりすることなどから、事務の実施に必要な費用は、人件費というよりも、評価委員への交通費や事務費程度と考えていることが分かりました。

また、私立幼稚園と専修学校・各種学校にも同様の加算項目がございますが、加算額は30万円となっております。学校規模の違いがあることなどを考慮いたしましても、高等学校の300万円とは差が大きくなっています。

このほか、埼玉県5か年計画では、私立高等学校の学校関係者評価の実施率の目標を、平成33年度までに100%としております。平成29年度は、48校中38校の実施で、実施率79.2%でございますことから、誘導の継続が必要となっております。

こうした状況を踏まえまして、下の「課題」ですが、学校関係者評価実施加算の加算金額を、一定の誘導効果を残した上で引き下げることができないか、御審議をお願いするものです。

2ページにまいりまして、2点目は、「私立高等学校におけるICT環境整備推進計画策定への支援について」です。まず、「現状」ですが、次期学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現、いわゆる「アクティブラーニング」の視点から授業改善が求められており、ICTを活用した学習活動の充実を図ることがポイントとなっております。また、子供たちが未来社会を切り開いていくための資質・能力を一層確実に育成していくために、情報活用能力の育成が喫緊の課題となっております。こうした中、県内私立高校のICT環境整備計画の策定状況を調べましたところ、実施しているのが全体の3分の1にとどまっていることが分かりました。

次に、「課題」です。私立高校においては、各学校の特色を踏まえたICT環境整備推進計画を持つことが必要です。また、計画は状況の変化に合わせて最適な内容に見直しを図っていくことが重要です。このため、各学校におけるICT環境整備推進計画の策定を促すとともに、実施に当たっての負担を軽減するため、こうした計画の策定に対する新たな加算項目を設けられないか、御審議をお願い

するものです。

次に、資料3—3「配分の基本方針に係る検討の視点（中学校）」を御覧ください。高等学校と同様に、政策誘導配分の学校関係者評価実施加算の見直しです。

中学校の学校関係者評価の実施率は、平成29年度は、30校中25校の実施で83.3%となっております。中学校につきましては、埼玉県5か年計画の目標とはなっておりませんが、実施率100%へ向けて誘導を継続してまいりたいと考えております。

高等学校と同様に、学校関係者評価実施加算の加算額を、一定の誘導効果を残した上で引き下げることができないか、御審議をお願いするものです。

私の説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○事務局 幼稚園担当主幹の中村と申します。続きまして、諮問事項の（2）「平成30年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針について」の御説明を申し上げます。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

最初に、現行の基本方針ですが、資料4—1「平成29年度私立学校（幼稚園）運営費補助金配分の基本方針」を御説明申し上げます。

まず、1の「配分の基本的な考え方」ですが、幼稚園におきましても、基礎配分と政策誘導配分の2つの配分枠を設け、それぞれの配分枠において必要な要素を組み入れる方式をとっております。

具体的な配分項目ですが、まず2の「基礎配分」では、園児数割、園割、常勤教員割、常勤職員割、満3歳児数割の5項目を設定しておりまして、それぞれ補助単価に対象数を乗じて配分額を算出する単価方式を採用しております。

まず、①の園児数割ですが、補助単価に定員内の園児数を乗じて得た分を配分するものです。なお、定員超過の場合は、超過人数分を減算することとしております。

次に、②の園割ですが、全ての園に一律に定額を配分するものです。

次に、③の常勤教員割ですが、実学級数に園児数に応じて2人又は3人を加えるなどして標準の教員数を算出し、これに補助単価を乗じて得た額を配分するものです。

次に、④の常勤職員割ですが、補助単価に3人を上限として常勤職員数を乗じて得た額を配分するものです。

次に、⑤の満3歳児数割ですが、補助単価に1月の始業日現在の満3歳児数を乗じて得た額を配分するものです。

続きまして、3の「政策誘導配分」について御説明申し上げます。政策誘導配分は、全部で10項目ございまして、①から⑦までの7項目は加算により、⑧から⑩までの3項目は減算により、政策誘導を図るものです。

まず、①の3歳児保育促進加算ですが、きめ細やかな対応が求められる3歳児保育について、3歳児クラスを担当する教員数に応じて加算することで、保育の質の向上を図るものです。

次に、②のティーム保育促進加算ですが、4歳児又は5歳児クラスに補助教員を配置している場合に加算するもので、①の場合と同様、きめ細やかな保育の促進を図るものです。

次に、③の園児納付金抑制加算ですが、園児納付金が県平均額から算出した基準額未満に抑えられている場合、基準額に対して納付金の水準が低くなるに従い、傾斜加算するものです。その際、園児納付金の抑制が教員の給与の低下を招かないよう、教員の平均給与が県平均額以上の園に対しては、さらに単価を増額して配分することで、教員の給与水準の向上を図っております。

続きまして、2ページをお開きください。④の1種免許状保有促進加算ですが、幼稚園教諭の1種免許を保有する常勤教員数に応じて加算配分するものです。幼児教育需要の多様化に対応できる人材の確保を促進しようとするものです。

次に、⑤の小規模園加算ですが、園児数が150人以下の小規模園に一定額を加算配分することで、小規模園の経営の安定化などを図るものです。

次に、⑥の安全管理対策加算ですが、防犯や園児の事故防止など安全管理対策に取り組む幼稚園に対し、その経費に応じて一定額を加算配分することで、安全で良質な教育環境の整備を促進しようとするものです。

次に、⑦の学校関係者評価加算ですが、学校関係者評価を実施する幼稚園に加算することにより、学校評価の実施を促進するものです。

続きまして、⑧からは減算調整の項目ですが、⑧の定員超過調整は、園則で定める収容定員を超えて保育をしている幼稚園に対し、定員超過率に応じて基礎配分額から減算するもので、定員遵守を誘導し、適正な幼稚園運営の確保を図るものです。

次に、⑨の高額給与調整ですが、県内の私立幼稚園園長の平均年収の1.5倍を超える給与を受ける教職員がいる場合につきまして、その額を超える額を減算するものです。

続いて、⑩の剰余金保有調整ですが、財務計算書における剰余金の額が3億円以上の余裕のある法人につきまして、基礎配分額に剰余金の額に応じて一定の率を乗じた額を減算するものでございます。

以上が平成29年度の私立幼稚園の配分の基本方針です。

続きまして、平成30年度の「配分の基本方針に係る検討の視点（幼稚園）」について御説明を申し上げます。資料の4-2を御覧ください。

まず、「1 園児納付金抑制加算について」の御説明を申し上げます。先ほどの政策誘導配分の項目においても御説明いたしましたが、園児納付金抑制加算は、園児納付金が県平均額未満である場合に、納付金額に応じて加算配分するものです。

また、教員の平均給与月額が県平均額以上の幼稚園に手厚く配分することにより、園児納付金を低く抑えて保護者負担を軽減するとともに、教員の待遇もしっかりしている幼稚園に手厚く配分するようにしております。

本県の園児納付金は、平成22年度の平均額が37万874円でしたが、平成29年度は37万8,475円で、約

2%の伸び率となっております。この間の全国平均伸び率が約9.2%ですので、園児納付金抑制加算は保護者負担の軽減に成果を上げていると言えます。

ところで、この加算項目は、教員の平均給与月額が県平均額以上かどうかで補助単価が変わりますが、基準となる県平均額が当年度の平均額をとっているため、配分基準の決定時点では平均額の金額を明示できません。そのため、教員の平均給与月額が県平均以上かどうか、幼稚園が事前に把握することができない状態にあります。そこで、県平均額を配分基準に明示するため、当年度の平均額ではなく、前年度の平均額を用いることはできないかと考えております。

お手数ですが、1枚おめくりください。「2 幼稚園教諭の人材確保に係る支援について」の御説明を申し上げます。平成30年1月の埼玉県内の幼稚園教諭の有効求人倍率は3.33倍でした。平成29年1月の1.34倍に比べて大幅に上昇しており、幼稚園教諭の人材不足の状況がより鮮明になっております。

こうした状況を改善するため、県と全埼玉私立幼稚園連合会の共催で、平成27年度から合同就職説明会を開催し、幼稚園教諭の人材確保のために取り組んでおりますが、この合同就職説明会は幼稚園の魅力が直接学生に知ってもらえる場となるだけでなく、他の園がどのように学生にアピールしているかを研究する場にもなることから、多くの幼稚園に積極的に参加していただくことが望ましいと考えております。そこで、合同就職説明会に参加した園に対して一定額を補助することで負担軽減を図り、積極的な参加を促すことはできないかと考えています。

幼稚園の配分基準の基本方針の説明については以上です。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○事務局 専修各種学校担当の村上です。続きまして、専修学校・各種学校の運営費補助金配分の基本方針について御説明いたします。大変恐縮ですが、座って御説明させていただきます。

お手元の資料5-1を御覧ください。最初に、現行の基本方針について御説明いたします。

1の「配分の基本的な考え方」については、他の学種と同様です。

2の「基礎配分」を御覧ください。専修学校・各種学校では、学校の規模に応じた配分方法を採用しています。具体的には、左側の項目にございます①生徒数割、②教職員数割について、①については生徒数、②については教職員数に、それぞれの補助単価を乗じ、予算の範囲内で補助するものです。

次に、3の「政策誘導配分」について御説明いたします。まず、①専任教員充足加算です。配置基準を超えて専任教員を配置している学校に対して、加算配分をするものです。併せて、専任教員一人当たりの生徒数が少ない学校に加算することにより、専任教員の充足を誘導し、教育環境の向上を目指します。

次に、②生徒納付金教育還元加算です。生徒からの授業料など納付金の、教育に必要な経費への支出割合に応じて加算することで、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導するものです。

③安全管理・施設整備加算ですが、安全管理対策や施設整備に取り組む学校に加算することで、学校における安全管理対策の徹底を図るものです。

④学校評価公開加算ですが、開かれた学校運営がなされるよう、学校の教育活動や運営状況に関する評価の結果がホームページで公表されるよう誘導するものです。

⑤教員資質向上加算ですが、教員の資質向上を図るため、学校が教員を外部研修等に派遣し、参加費を負担した場合に補助金を加算するものです。

続きまして、資料5-2を御覧ください。「配分の基本方針に係る検討の視点(専修学校・各種学校)」について御説明申し上げます。政策誘導配分のうち、「1 生徒納付金教育還元加算の廃止について」です。「現状」にございますとおり、生徒納付金教育還元加算は、教育内容に見合った生徒納付金の設定を誘導する趣旨で設けております加算項目です。具体的には、生徒納付金の教育費への還元率が平均値を上回る学校に対し、還元率に応じて定額を加算しています。加算額は、15万円、25万円、40万円の3段階で設定しています。

検討に係る「課題」ですが、加算の基準を満たすために還元率を高めるには、生徒納付金を削減するか、あるいは教育研究経費を増額することが必要となります。これらの費用と比べたとき、得られる加算額は少額であるため、誘導効果が期待しづらい状況です。そのため、この加算について、廃止を前提に見直しができないかということにつきまして御審議をお願いするものです。

続きまして、1枚おめくりください。「2 職業実践専門課程の認定を受けた学校への加算について」です。「現状」にございますとおり、企業との連携により、実践的な職業教育に取り組む学校の専門課程を文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」が平成26年度からスタートしております。平成29年度末時点での本県における認定状況は、専門学校91校のうち28校で認定済みであり、認定率は約30.8%で、全国平均の33.8%を若干下回っております。

職業実践専門課程の認定を受けている専門学校の学科の特徴ですが、企業等が参画する「教育課程編成委員会」を設置してカリキュラムを編成していることや、企業等と連携して演習・実習等の授業を実施している等、企業と連携して学科を運営することが必要となっております。

検討に係る「課題」ですが、職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組と位置付けられております。大学等の他の高等教育機関との競争が厳しい中で、専門学校の持続的発展のため、変革に向けた取組を支援していく必要があるのではないかと考えております。近県の神奈川県や東京都でも、職業実践専門課程の認定校に対する補助を実施している状況もございます。そのため、職業実践専門課程の認定校に対する新たな補助が実施できないかということにつきまして、御審議をお願いするものです。

専修学校・各種学校の配分基準の基本方針についての説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○村田会長 ありがとうございます。

諮問事項3件につきまして、ただいま一括して説明いただきました。

それでは、この件につきまして御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

どうぞ。

○委員 すみません、質問なのですけれども、資料3-1の2ページについて、高校の生徒の定員充足率のオーバーに対する減算という項目がないので、こういうのは減算されていないと理解でいいですか。平成29年度に関しては、大幅に定員超過した学校に関する補助金の削減、減算はしていない、だからここに記載されていないと理解してよろしいでしょうか。

○村田会長 どうぞ、よろしく申し上げます。

○事務局 運営費補助金の補助金交付要綱の本体がございまして、そちらの中に減額をする場合というのが書かれています。その中に、学則定員超過というような部分で、大幅に超過したような場合については一定の減額をする場合というのが該当しまして、この配分基準の中では、特に生徒の定員超過、大幅な定員超過そのものに対しての減額というのは、項目としては定めていないところです。

○委員 もう一回すみません、どこに入っているのですか。

○事務局 配分基準ではなくて、運営費補助金の補助金交付要綱というのがございます。

○委員 それは、ここにはない。

○事務局 本日は、お配りをしてはいたないのですけれども。

○委員 では、検討する必要がないので、ここには出てこなかったと理解していいのですか。

○事務局 減額につきましてはペナルティ的な要素がありますので、配分という枠ではなく、別途減額の基準を、要綱を基に定めていまして、そちらにつきましては、こちらでの配分の議論と別に、内部で定めさせていただいている形になっております。

○委員 だとすると、幼稚園の方には園児納付金抑制加算、これは抑制加算というのは、これも抑制だけなのですね。そうではない、ごめんなさい、資料4-1の⑧定員超過調整というのがありますね。収容定員の遵守と書いてあるわけですが、幼稚園は、要綱には関係なく出している。ところが、高等学校に関しては、こうではないのだと。その辺りが非常に理解に苦しむのですけれども。

同じことですよ。幼稚園は、定員を超過したときには基礎配分から減額しますよというのは、この配分の基本方針に入っているのに、何で高等学校の方は入っていないのかが分からない。簡単に言うと、こういうことです。

○事務局 幼稚園担当の方から、まず幼稚園の方でこういう定員超過調整がなぜあるのかということの、その趣旨について説明させていただきます。

○委員 いえ、高等学校にもあるけれども、高等学校は基本方針の中には出てこないというのがなぜかということを知りたいのです。あつてはいけないと言っているわけではなくて、どうして幼稚園の方は基本方針の中に述べられているのに、高等学校は運用が違うのですかということを知りたいのです。

○事務局 基本的に高校は既に参入規制のような形で、原則は新規のものを認めない形となっております。幼稚園は、基本的には抑制方針というのが明確にない中で、基本的には個別の各地域の状況を見ながら定員管理を行っているのですけれども、高校は明確に参入規制のような形で、定員については

原則、厳格に管理しています。その中で、定員を満たしていない、満たしているという部分につきましては、どちらかというと個別に配分の基準の中で決めるのではなくて、ペナルティ的な要素の中から別途基準を定めて運用しているようです。

あまりその点についてオープンで議論をするというよりも、基本的には守れなかったことについて個別に状況を伺いながら、どれくらい減額するかといった内容を、ある意味きめ細かに別に定めて実施していると私は理解しています。

考え方的として配分基準に全部入れて定めるということもあるかもしれませんが、歴史的にそういった運用がされているということとして理解しています。

○委員 今まではそうでした、ということですね。

○事務局 はい。

○委員 では、今後それは検討するという余地があるのかなのか。というのは、文科省などは明確に、方針を変えたときには公に発表してしまっていますよね。

○事務局 平成23年度に県議会に御議決をいただいて条例ができて、24年度から助成審を開催しておりますが、実は平成23年度、助成審ができる前の年度までは、定員超過に対する学則定員遵守減額ということで、これを減額する、定員超過の割合に応じて減額する規程がございました。それが、24年度に助成審議会できたときに、配分項目が何項目もあったわけですけれども、幾つもの趣旨のものがあり、分かりづらいというようなお話もある中で、配分基準が簡素化されたというような中で、先ほどの学則定員遵守については減算の項目が削除されたというような経緯がございます。

○事務局 そのため、委員がおっしゃるようにまた戻すという議論も、できないわけではありませんし、また私が申したような高校の特殊性のようなものを踏まえてどうするかということはあると思います。

事務局としては今のやり方で、簡素化というようなこれまでの御議論もあるのと、やはり別途定めてきめ細かにやっていくという形も、方法としては決しておかしいとは思っておりませんが、その辺りにつきましても御議論いただく余地は当然あるということです。

○委員 いいですか。

○村田会長 はい。

○委員 資料3-2の1ページ、2ページ、また中学校の資料3-3にもまたがることなのですが、目標や実施率などが書いてあって、いろいろと現況があり、ICTの環境整備などが書いてありますが、これはそれぞれまだ実施していない学校がありますよね。評価の実施がまだ79.2%や、一方ICTの方は3分の1などとあるのですけれども、これは実施してくださいよとお願いをしているのだらうと思います。にもかかわらずできない理由というのですか、考え方はどういうことなのですか。説明願います。

○事務局 学校関係者評価につきましては、高校、中学校ですけれども、どうしてできないのかといったことについても、各学校の方に調査をしております。

できないところが挙げている理由といたしましては、例えば、学校関係者に評価をする評価委員の確保が難しいといったようなことを挙げている学校がございます。この政策誘導配分で加算項目を設けて誘導するだけではなくて、学事課といたしましても、先ほど申し上げたようなどうしてできないのか、どうしたらできるのか、今後どういう予定でやっていくのかなど、そういったことについて、実施していないところにお話を繰り返しさせていただいて、この加算項目と併せて実施に向けて努力しているというところではあります。

ICTに関しましては、これからのお話ということで、今回この加算項目を設けてやっていくとともに、今回、運営費補助金以外でもそういった依頼等ができていければと考えております。

○委員 最初に、学校関係者評価の方なのですけれども、今までこの実施加算は300万円で、新規にやる学校がまだ10校あるわけですね。今回は、実施加算が30万円程度であるということではありますけれども、もう既に実施した学校は、人件費等はもうなくなっているから、今度新たにやる場所は人件費はかからないと理解して30万円でいくという、こういう考え方なのですか。

もう一つはICTの方なのですけれども、3分の1にとどまっています、これに加算項目を設けるといことなのではありますけれども、これをやれば事によって成果は上がると、そういう考え方なのですか、教えてください。

○事務局 まず、学校関係者評価の加算、今度は300万円を見直して大丈夫なのかという御心配なのだと思います。先ほどの加算ですが、当然5か年計画を目標にさせていただいているので、私どももやっていただけない高校には全て直接お話を聞いて、どうにかやっていただけないかというヒアリングをしています。その中で、費用がかかるからできないということなのかと思っていたのですけれども、そうではなくて、費用の問題よりも手間の問題や、あとは必要性の御理解がまだ十分ではなかったということが分かりました。誘導は必要だと思っているのですが、仮に300万円もなくても、一定の誘導効果があれば、そこから100%を目指すには十分だと判断しています。

あとは、きめ細かに具体的なやり方、既にやっていらっしゃるところの例をきめ細かに見ていただいて、説得していけば達成できると思っております。残り10校程度なのですけれども、そのうち5校は今年度中にできればやっていただけるということで、今調整をしているところなので、基本的には目標に向けて、300万円もなくても進めていけるというふうに私どもは判断しています。

ICTにつきましては、基本的には今各学校も一生懸命取り組んでいただいています。その中で、計画がないからといって取り組んでいないということではないのですけれども、やはりある程度計画的に整備をし、計画をまず各学校で立てていただいて、それに基づいて進めていただければなと思っています。というのは、公立であれば一方的に県で水準を定められるのですが、私立ですとそれぞれが考えたICT教育、ICTの充実がございますので、どの辺りを目指していただくかというのを、まずはそれぞれの学校で作っていただき、それに対してまた別の角度から、どういう御支援ができるかという形にぜひ持っていきたいと思っております。その基礎的な部分で、各学校で計画もないとい

うことになりまして、実際の、例えば運営費の増加や補助制度を企画するに当たっても、そのところがしっかりしていませんと、どの程度の援助を目指していけばいいのかというの、今後見えなくなりますので、まずは各学校でそういった計画を自ら持っていただければ、よりスムーズにICT化が進むと考えております。

○委員 今、あと10校のうち5校は実施予定があるのだという話なのですけれども、あと5校になるわけですね。私立学校なので、こういった学校関係の評価を頂くと評価が公に出るといったことを嫌っているのか、その辺りをまずどういうふうに捉えているのですか。

もう一つ、ICTの方は県立学校もありますよね。県立学校は、教育委員会の所管になってしまうのだけれども、高等学校等の整合性というか、私立学校、県立学校、両方とも大事な教育の場なので、その辺りの関係についてどう考えているのか教えてください。

○事務局 学校関係者評価の方につきましては、先ほど申し上げた評価委員が確保できないというような部分を理由として挙げているところもございまして、おっしゃるとおり第三者の学校の関係の方以外の、例えば地域の方だとか保護者だとかそういった方に入っていただく関係で、その辺りが少し心理的な抵抗というのがあるようなことがあるかもしれないと感じています。

ICTの関係ですけれども、公立の整備状況を申し上げますと、平成29年3月現在の県内の公立高等学校、これは県立と市立高等学校、合計147校のコンピューター等の設置状況ですけれども、教育用コンピューター1台当たりの生徒数が5.5人、それから電子黒板のある学校の割合が19.0%、普通教室の電子黒板整備率が2.6%、それから普通教室の無線LAN整備率は6.4%などとなっております。

今後の整備予定につきまして、県立高校の場合ですけれども、生徒の主体的、対話的で深い学びを支援するため、次期学習指導要領に対応できるICT教育環境を整備することとしておりまして、予算につきましてはこれから御議論いただくような部分もございまして、平成30年度から平成32年度を整備期間といたしまして、全県立高校139校の普通教室にプロジェクターを増設するとともに、タブレット端末及びLAN環境を整備する予定となっております。

○事務局 補足いたしますと、要は、公立は今申し上げたように一定の計画を持って平成30年度からICTの整備を計画的に実施する形になっていて、予算もついています。ですから、我々としても私学の方も、まずはしっかりと各学校で計画を持っていただいた上で、その充実につなげていきたいという意図がございまして。

以上です。

○委員 私立学校の状況を教えてください。

○事務局 私立学校の状況については、平成30年4月に調査し、未確定の速報値ではありますが、平成30年4月現在の県内の私立高等学校の全日制のコンピューター等の設置状況等は、先ほどの公立との比較でいいますと、教育用コンピューター1台当たりの生徒数が13.2人、電子黒板のある学校の割合が43.8%、普通教室の電子黒板整備率が7.8%、普通教室の無線LAN整備率が24.5%などとなっております。

ります。

○委員 そうしますと、公立学校に比べて私立学校は、今のデータを見る限り3分の1程度という話なので、かなり今差があるという理解でよろしいのですか。

○事務局 まさにそこがポイントで、それぞれの目指す水準が分かっていますので、例えば極端に言えば、「ICTの導入はしないで自分たちの教育をする」という方針であれば、そこは当然ゼロで構いません。しかし、その目指すところがどこで、そこに対してどれぐらいのということをつかまないと、数字だけでただ比べてもミスリードになってしまいますので、その辺りを今学事課でも学校にお尋ねして、何をどれくらいまでやろうとされているのですかというのを調査しております。その調査している過程で、それぞれの計画もまだしっかり持っていらっしゃらないところも多いということが判明しまして、今回伺っているという流れになっています。

○村田会長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○委員 幼稚園の教諭のことなのですが、保育士が足りないというのは、もうこれは緊急の課題になってしまっていますけれども、幼稚園の先生が足りないというのはあまり覚えがなかったのですが、実は相当今足りないようなのですが、この人材を確保するために合同就職説明会に参加してもらって、それに参加した者に一定額の補助をする。このくらいでできるのですか。まず聞きたいのは、幼稚園の先生になる人は、絶対数はたくさんいるのですか。それとも、絶対数はいるけれど来る人がいないからということなのですか。それが1つ。

それから、試験などで入れているのではないのですね。今の就職状況を踏まえて、もう来る人はどんどんお願いしますよという感じになっている。そうだとすると、この合同就職説明会に参加しても、補助金を出したぐらいで間に合うのかな。間に合うならいいけれども、補助金を出して、それでも全然焼け石に水なのだといえ、この補助金は無駄になってしまうのではないかなと思うのです。この辺りの関係を説明してください。

○事務局 我々からお答えしてしまってもいいのですけれども、委員の先生がいらっしゃるので、その辺も含めてお話いただけますか。

○委員 先生に聞いた方がいいかしのれない。ざっくりばらんになってしまうかもしれないが、我々の課題は保育園ばかり議題になっていましたが、幼稚園も現在足りないのですか。

○委員 では、お答えします。

幼稚園教諭と保育士の関係なのですが、各養成校におかれまして、もちろん専修学校、それから短期大学、それから大学を卒業した者に免許を与えるという形になってはいますが、ほぼ、一部の学校を除きまして、ほとんどの学校が両方の資格を取って出てくるような形になるのですね。ですので、保育士を目指そうと思う学生も、幼稚園の教諭を目指そうと思う学生につきましても、基本的には両方の免許を持って出てきます。

それで、実習などを含めまして、幼稚園と保育園両方とも体験して卒業してきますので、本人たちはどちらを選択するのも自由なのです。ですので、保育士が足りないイコール幼稚園教諭も足りないという状況は出てきています。ですので、1人が両方の免許を持って世に出てきて、その子たちがどちらかを選択する。ということは、保育士が足りないイコール幼稚園教諭も足りないということになります。

○委員 「保育園落ちた日本死ね」という有名なあれがあったのですけれども、結局保育園がどんどん足りなくなっている状態で、各市町村がどんどん作っています。そうすると、保育園は増えるのですけれども、保育園ができて、今度保育士が足りなくなっている状態なのですよ。それで、現実的にはもう養成校から卒業していく数は決まっていますし、受け皿の方がどんどん増えていく関係で、卒業した生徒は幼稚園を選ぶか保育園を選ぶか。自分として考えて保育園へ行きたい人もいるし、幼稚園へ行きたい人もいる。

それで見ますと、これは現実なのですけれども、保育園の方が、補助がかなり多いのです。公立の保育園でも家賃を3万円出すなど、いろいろそういうお金でどんどん確保していくわけです。残った、要は少ない幼稚園の先生を今度、埼玉県には毎年700人ぐらい新任で入ってくるのですけれども、この奪い合いの状態です。何年か前は、1人、2人職員募集すれば、5、6人来て面接ができて、そこから優秀な先生を選べたのですけれども、今1人出しても、やっと1人しか来ない。そうすると、もうその人を入れるしかないという状況で、幼稚園側としては教諭の募集はかなり大変だということがあって、それで合同就職説明会を入れて、様々な幼稚園の様子を見せて、それで学生さんたちがどこの幼稚園に入りたいというところから、3年前ぐらいから始まったのかな。

○委員 今年で4年目です。

○委員 分かりました。私達は難しくてよく分からないから、はっきりと聞いてみたいのですが、潜在的には保育士も幼稚園の先生も余っているのですか。やらないだけで、何万人とたくさんいるのですか。

○委員 免許を持っている方に限れば、います。もちろん結婚されたりですとか出産をされたりして、資格のある方はいます。

○委員 いるんですね。では、学校からどんどん卒業してきますね。そうすると、はっきり言えば、足りないのではなくて、いるのだけれども来ないということですね。

○委員 働きたくないということです。

○委員 では、要するに条件ということになっていいのかな。だって、高等学校の先生は余っている。保育、保育と我々はいつも課題を追求されているから、幼保が一緒になってしまうのだよ。大体分かりました。先生はいるようですね。ただ、いるのだけれども、条件が悪いからほかへ行ってしまうと。

○委員 結局3年、5年勤めて、結婚して退職します。子供を育てます。育てた子供がある程度大きくなってくると、また働こうかなという。

○委員 結局人数はいるのでしょうか。看護師と同じで、8万人いるとか、やめているけれども、勤める気ならば人数はいる。結局条件ということで、事情は分かりました。これから議論するに当たって、足りない、足りないと言うから確認でした。

○委員 多分幼稚園も同じだと思うのですがけれども、小中高も同じでして、実は教諭が足りません。景気がいいので、教員免許を持っている人がみんな一般の会社に行ってしまうと、ほとんど来ません。今年は、去年と同じように説明会へ行くなど我々もしているのですがけれども、去年の7割ぐらいしか学生が集まってこないという状態です。したがって、採りたくても、いい教師が採れない。

もう一つは、東京は非常に給料が高いので、みんな東京へ行ってしまって埼玉に来ないと、こういう現象が起きています。

○委員 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

○委員 すみません。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません、議論がほかへ行ってしまうかもしれないのですがけれども、なりたい子はたくさんいますけれども、公立の採用試験を結構落ちてきたりするので、需要と供給がアンバランスになっているかとは思いますが。

私が知っている範囲では、やはり保育士、それから幼稚園の先生は少し違うかもしれませんがけれども、保育士、看護師、介護士、この辺りは、もともと女性の仕事ということで給与体系が抑えられていて、それが多分問題なのだと私は理解していますが、そうではないでしょうか。

○委員 先生、また考えて。みんなで考えましょう。ありがとうございます。

○委員 英語の先生が、先生になるよりも一般企業に勤めてしまいます。

○委員 商社などですね。

○委員 そうです。商社というよりも、今教員は苦情が多くて、対応するのに大変なのです。そうすると、今どこの様々な教育関係の会社、バックアップする、派遣する会社とか、必ず出てくるのはリスクマネジメント、苦情処理などです。そういうのをやるのでしたら、自分の英語を生かして通訳など自分の中でやっていくという。だから、補助金をたくさん出してきて充実した環境をつくれれば、当然幼稚園も保育園も高等学校も中学校も先生は集まってきます。賃金に対する労働の対価が合っていないのです。

○委員 先生がそっちへ行くなんてというのは、これは大事な問題ですね。

○委員 そうです。

○委員 これは大変なことです。先生というのはやっぱり。

○委員 国のもとですからね。

○委員 昔は入りたくても、なれなかったではないですか。先生こそは、なかなか入れないという形にしないと。

○委員 そうですね。

○委員 いいですか。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 話がずれてしまいますけれども、やはり小学校の教員でも3倍を切ってしまうと質が悪くて困るのだそうです。したがって、3倍以上に絶対持っていきたいのだけれども、今そういう状況にないというのが現状だというふうに聞いていますね。

それから、先ほど先生がおっしゃったのですが、1人の学生は公立を1つしか受けられないのですね、どこも一斉にやりますから。私学はたくさん受けられるので、本当は採りやすいはずなのですが、やはり公立の方が志望される。小学校は特にそうですね。上に行くに従って私立が有利になるかもしれません。それでも、今公立は英語が本当に足りない。極端に足りません。

○委員 英語は、でも昔からですね。英語が一番離職率が高かったのですよ。

○委員 そういう傾向はあるね。

○委員 はい。

○委員 すみません、議論を本題に戻していただきたいのですが。

○村田会長 人材確保に関する支援ということで、議論がいろいろ発展しまして、すみません。

○委員 ちょっと外れてすみませんでした。

○委員 いえいえ。

○委員 大事なことだね、やっぱり。ありがとうございました。

○村田会長 では、本題に戻りまして。

はい、どうぞ。

○委員 それでは、確認ですが、学校関係者評価実施加算につきまして、これは名称が違うのか分かりません。専修学校の方では、学校評価公開加算となっております。そうしますと、高校とか中学では公開の要件というのはないということでしょうか、確認です。教えていただければと思います。

○事務局 幼稚園では、学校関係者評価につきましては、実施できて、公開することまでは加算の要件とはしておりません。

○委員 高等学校は。

○事務局 高校については公開までが要件です。

○事務局 専各も、やはり公開です。

○委員 公開。そうすると、それぞれニュアンスが違うようなことはあるかと思えます。

資料3-2についてなのですが、300万円から引き下げることができないかという課題なのですが、既に実施している学校ではあまり経費がかからない。これからやる学校では、もしかしたらかかるのかもしれないし、あるいは急に下がってしまうのはいかがかなと思っていました。300万円が30万円になってしまうかもしれない。一律ということなのかどうか、そこは検討しないといけないの

かなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 現行で300万円ということで、新たに今まで実施していなかったところが実施すると、最初がやはり一番大変で、そこに労力がかかってくるだろうということです。その分、管理職の方とか教頭先生方は、おそらくその中心になってやっていくのだと思いますけれども、その人の人件費というような部分を一定程度見る考え方はあるかと思います。

金額については、一定の誘導効果は残したいということで、学校規模の違いもございまして、幼稚園や専修・各種学校のように30万円と同じというところまでは、下げ過ぎだろうかということで、今のところ考えております。

○事務局 ぜひその辺りは、委員の皆様の御意見を伺えればと思います。

○村田会長 いかがですか。

○委員 私の意見は、小中高に関しては、学事課の意見と全く賛成でして、大幅に下げるべきだろうと思っています。というのは、そもそもそんなに手数料かからないし、そもそも教育というのは振り返りが基本的なことです。やらない方がおかしいという感覚です。振り返りをやらないで、では次の翌年の教育方針や教育論についてはどうやって作るのだということになりますけれども、ということはそもそも教育をやっていないということに等しいと理解してもいいのではないかと、このように理解しています。

○委員 おっしゃるとおりです。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 今の学校関係者評価の実施なのですが、確認がありまして、当初始めたのではなくて、やっている実施校全てに毎年これは出しているということでしょうか。

○事務局 新たに始めたところだけではなくて、既に実施しているところも含めて、毎年加算しております。

○委員 分かりました。そうしましたら、当初は初期費用がかかっても、毎年のランニングコストは、おっしゃるとおりそんなにおそらくかからないだろうなというのがありますので、この300万円があるのだったら違うところに出した方がいいだろうなというふうに思います。

もう一つ確認ですが、これは前回も聞いたかと思うのですよ。学校関係者評価というのは義務付けられているのですか、それとも任意なのですか。

○事務局 学校評価には3段階ございまして、自己評価というものが1つ。これは法令上の義務で、学校のいわば内部で評価を行うというような、教職員で行うものです。今ここで検討の視点になります学校関係者評価については、法令上は努力義務ということで、法令上の義務まではなっておりません。

○委員 法令上の義務ではないということは、コンプライアンス違反ではないはずなのですね。自主的に任されているということなのですか。

○事務局 法令上の違反かという意味では、違反ではございません。

○委員 そうですか。そうしましたら、100%の目標というのは、どこまで100%を持っていくというような、実質的に考えていますか。

○事務局 法令上は努力義務ではございますけれども、外部の方、地域の方や保護者などそういった方の御意見を聞くことによって、学校の運営が改善されていくと。外部の意見を聞くことで、こんな見方もあったのかなど、学校の方が気付かないような新たな視点が入ってきて、学校運営がよくなっていくという部分がございますので、県としては、学校関係者評価を、ぜひ全部の学校にやっていただきたいと考えております。

○委員 分かりました。やっていってもらった方が、学校ではなくて生徒側からの逆評価も当然入ってくるので、もうぜひやった方がとは思いますが、300万円ではなくて30万円で、270万円は違うところにもっと有意義に出した方がいいだろうなというところは賛成します。

○事務局 1点だけ御説明させていただければと思うのですが、最初に御説明したように、学種ごとに総予算の枠が決まっておりますので、それを配分するルールとして政策誘導の項目を設けて、そちらの方になるべく動機付けをするというような形で実施しております。必ずしもそれにかかる費用分を全部その補助金で何割賄うというような、そこが明確に行えている部分もございますけれども、行えていない部分もあり、あくまでも動機付けの方向性として考えている部分もあります。全て費用を賄うために300万円を設定しているというよりも、あるルールの中で重要なので、ここを実施すれば多く補助金が配分されるという意味の誘導効果ということで決めている部分もあります。必ずしも明確に費用と配分額がリンクしているわけではございませんので、そこは御理解いただければと思います。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 すみません、一律に、初めてするところも今までやってきたところも一律に30万円だと、逆に今度は始めようかなという気持ちがちょっと下がりそうな気もして、あと2割ぐらいの学校で、初めてというところに30万円より多くできるとか、そんなことはないでしょうか。だから、2種類作るということになるわけですね。

○事務局 まだ30万円で幼稚園等と同じにすると決めたわけではありません。300万円で実施していただいたので、例えば300万円の半分の150万円や100万円など、その辺りが適正かなと、今のところ思っております。先ほど申しましたけれども、これについては推進を働きかけていますので、そのときにまだやっていない学校に、費用の問題なのですかということをお聞きしたら、そうではないと。例えば100万円程度あれば、始めるにしても事務費的には十分賄えるのです。やはり先ほど先生がおっしゃったように心理的な問題や効果に対する御理解が足りないなど、そういったところがありますので、そこについては実施したところと実施していないところで一律にある程度下げても、事務局としては大丈夫だと思っております。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 高校はもう80%ぐらいに達していますけれども、まだ幼稚園の方は昨年の段階で50%を切っていたのですよね。それで、昨年から、この補助を30万円出すということで50%までになったと思うのですけれども、幼稚園の数が多いのです。530園ぐらいあって、その園がどんだんいった場合、お財布が恐らく足りなくなるのではないかなど。だから、幼稚園のパーセントがどんだん上がってくれば、その分予算も足りなくなる。その分で、300万円を少し減らして、ならしてうまく、その器の中で調整されるのかなとイメージしたのですけれども。

○事務局 高校と幼稚園は、最初の予算の枠が違うところなので、こちらの300万円を仮に下げさせていただいても、やはり今度ICTの方の加算に使っていく。それぞれの学種の中で、対応していますので、先生がおっしゃったように、今度300万円でやっていただけたところが多くなったために、それはほかの予算の配分とまた見合いながら、毎年検討しなくてはいけないと思うのですけれども、ある程度の数字まで達成したら、その加算は全てやめてしまってほかのものにするというのはあります。総予算との絡みなども考えながら、なるべく効果的に配分できるように、こういった場で御意見を伺いながらやっていければと思っております。

○委員 すみません。課題が様々ありますけれども、この課題で、例えば学校評価のところでは引き下げることができないかという提案で、これを今日、では引き下げましょうとかというお話で当面行くことになるのですか。今日の会議は、この課題をまとめることになりませんか。

○村田会長 今日は、皆様から様々な御意見を頂いて、それを踏まえて次回に事務局から御提案を申し上げる形になるかと思えます。

○委員 はい、分かりました。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 先ほど委員の言われた、これから新たに導入するところはインセンティブを付けて、ランニングコスト的にやる部分と、2段階に分けるとというのが、この100%の目標に近づけるためにもインセンティブとしても働くので、全体の毎年毎年出す分は下げることによって、他のところにも使えるということで、委員がおっしゃるとおり2段階というのも十分検討できるのではないかと思います。

○事務局 そういったやり方もあると思いますが、その辺りはまた先生に御意見伺いたいと思います。そうすると、今まで基本的にやってきた、早くやってきたところが配分額が少ない、後からやった方が多くもらえる、そういった不平等感は大丈夫でしょうか。

○委員 例えば、それが1年間だけというのだったら、皆さん我慢するのではないですかね。2年目は、もうほとんど一緒になりますよ、初年度だけですよという、こういう形だったら。

○事務局 了解しました。検討させていただければと思います。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 3点ありまして、まず資料4-2、幼稚園の園児納付金抑制加算についてですけれども、監査

で行っている現場で、会計以外のこともお聞きする機会があるのですが、ここではやはり今年度の平均額をとるとするのは分かりにくいので、前年度の平均額を用いてもらえると大変ありがたいと思うので、これについては賛成したいと思います。

次に、資料3-2、またICTの話なのですが、これは計画を策定済みの学校は3分の1にとどまっているのですが、補助金が出た場合は、この学校が補助金を使ってまた新たに計画をし直して提出するというのも可能になると思うのでお聞きしたいのと、それからICTの環境整備というのは計画の立て方はいろいろとあると思うのですが、きちんとやろうと思うと専門家を呼んで評価してもらおうというような、プランを立てるところまでやった方が実効性の高いものができるという意見がありまして、だから加算額というのはどれぐらいのイメージとしてお考えかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

もう一点は、資料3-1です。これは添付資料にも上がっていないところなのですが、⑤の本務教員充足加算、学校の現場をお聞きしますと、教員の皆さんは現場で非常にいろいろ苦勞されていて、教育以外のことも負担感が多い。ですから、本務教員という形で、いろいろな手助けをして、力になってくれる人がいると非常に仕事も充実できるということがありますので、このところをもう少し充実させるという御予定はあるのでしょうか。

以上3点です。

○事務局 まず、本務教員については、ぜひこれも現場の委員の方から状況をお聞きできればと思っています。技術的には見直しすることもできますが、ここは様々な議論がありますので、ぜひ委員の皆様、いかがでしょうか。

○委員 東京都は、本務教員ではなくて、その学校に働いている、基本的にはほぼフルタイムの教職員全員に対して、一律支給されます。

○委員 全員に。

○委員 そうです、その定数の範囲までですね。したがって、別に必ずしもこのような形で教員である必要はない。私個人の考えですが、うちの学校は事務をちょっと少なくしてよと。その分、教員が多い方がいいだろうと私はそう考えています。基本的には私はこの方向でありなのだけれども、今度は逆に言うとそのときにどうしても総額の問題があるから事務員を少し減らしてしまうということがあるので、結果として教員だけ多ければいいかなというわけではないという先生の意見には当たるので、当分は、もう2、3年はやはりこの形でいかざるを得ないのかなと。

将来的にはそこまで踏まえて、例えばカウンセラーが多いと助かるとか、それから補助員がいると助かるなんていうのは事実ですから、その辺りはやはり本務の小中高の先生ともいろいろと我々もそういう話をしたりするので、その中でそんなことも検討していただければ助かっています。

○事務局 ICTの方は、計画が既にあるところについても、基本的にはアップデートの世界なの

で、例えば1回作ったきりではなくて、きちんと3年ごとにローリングするなど、そういった計画を作っていただく方向に、何とかうまく誘導できればいいなと考えています。

あとは、コンサルタントに出すと、場合によっては1千万以上かかることもあります。さすがにそこまでの補助は困難ですので、学校関係者評価の加算300万円を見直させていただくので、その範囲でどちらかに、例えば100万円、200万円に仕分けるなど、そのぐらいの補助をしていければと今のところ考えています。

○村田会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員 すみません、専門学校ですけれども、専門学校も専任教員の充足加算というのがございます。専門学校の教員というのは、どちらかというと大学で教職課程を取っていない者も当然なれるわけで、週に4日以上が専任教員として認められているかと思えます。

それとは別に、やはり今、高校を卒業してきて、かなり心を病んでしまっている人達が非常に増えてきているなとも感じる場所なのです。それを、例えば調理、そういうプロが、そういう子たちの心のケアまでするのは、やはりかなり重いわけです。

何とかカウンセラーを雇わなければいけないということで、検討しているところがあるわけなのですが、極端な言い方をすると、本当に読み書きそろばんをどこかで放棄してしまったとか、人とのコミュニケーションそのものがなかなか厳しいという子も、どうしても受け入れなければいけないという学校経営の課題などもあって、それを何とかやっていくときに、カウンセラーの雇用みたいなものも、しっかり進めていかなければいけないのですけれども、その辺りを年ごとの割り振りの中ではなかなか難しいとしても、翌年度以降に検討してやるようなことができないだろうかと思うところがあります。

○事務局 今の御意見については、そういったような実情があるということ踏まえて検討していきたいと思えます。

○村田会長 どうぞ。

○委員 参考資料1—2について、生徒の納付金等の水準の抑制のための加算というのがあるのですけれども、低額のところはプラスして、高額のところはマイナスするということですね。この表を見ると、一見何も問題がなさそうなのですけれども、そこに問題提起として出していますので、御検討くださいということです。どういうことかという、仮に今45万円の授業料を取っているところは10万円の補助が出ますので55万円になる。その学校が仮に、それでもちょっときつから、授業料を5万円上げたい。そして、5万円上げて50万円になりますと、確かかこれは1万円を引きますから、6万5千円になってしまうのです。そうしますと、5万円授業料を上げても、もらえる金額が3万5千円減ってしまうのです。実際には1万5千円しか出ないのですよ。

さらに、では反対に、例えば大学系の私立で非常に高額なところが、例えば100万円の授業料等をも

らっているところがあったとすると、100万円で10万5千円引かれてしまうので、補助金が減ってしまうので、実際には89万5千円なのです。ところが、そこが5万円上げたとすると、減らされる額が、1万円しか減りませんから、4万円増えてしまうのですよ。

つまり、授業料が現在安いところが値上げをして、実際に収入的に入るのが、授業料安いところは実質的な実入りは少なく、高いところが多くなってしまふというのが、これちょっと矛盾だろうと思います。この制度そのものはすごくいいことだと思っています。制度はいいのですけれども、その中身を検討する必要があるのではないかというのが1つです。

2つ目が、例えば最近、一昨日辺りもNHKの海外放送でやっていましたけれども、バカロレアの教育など新しい教育が、いろいろ日本でも、文科省辺りでも推進しようとしてやってくるのですけれども、非常にお金がかかると言われています。実際に日本の実施要綱の基準では足りない分の教師を、やっぱりここに入れなければいけないという部分があるので、人件費が増えると。そうすると、どうしても授業料を上げなければいけない。そうしたときに、この基準でやってしまうと非常に厳しいので、そういう特色ある学校ですね、例えばバカロレアのディプロマとかそういうところをやる場合には、何らかこの基準から外してもらえなど何か工夫をしてもらえないかという御意見が、一部の先生からあります。

例えば、正式にはまだ聞いていないですけれども、大宮の国際中等教育学校がバカロレアをやると言っていますね。これは、公立ですから、一切その負担は生徒や保護者に行かないのです。私立の場合ですと、その分どうしても保護者をお願いしなければいけない。補助金を増やしてくれというのはもうきついでしょうから、そういう場合は授業料が高くても、このくらいの差はあってもいいのではないかというのを、ぜひ配慮した二重構造などにしていただけないかというのが、もう1つの提案です。そうしませんと、新しい教育がやっていけなくなるということですね。

そういう学校が1つできると、ほかも見えて、特に「主体的・対話的で深い学び」は、バカロレアの教育などはもうそのものですから、そういうところをやっている学校があると、ほかの学校もいろいろ参考にしながら授業の改善ができて、埼玉県教育全体がレベルアップするだろうと思いますから、そういうことを実験的にやっているところもあるので、ぜひ御検討をお願いします。

○事務局 論点はよく分かりましたので、研究させていただきます。

○村田会長 よろしいですか。私から1点だけ確認させていただきますが、資料の5-1が専修学校・各種学校の基本方針なのですけれども、その政策誘導配分の中の④は、学校評価公開加算の中に、これは平成29年度なのでしょうけれども、今回平成30年度でこの基準の検討をなさるという中で職業実践専門課程の認定取得を誘導するというのが入っているのですけれども、これはもう前から、平成29年度から入っていて、今回例えば加算の割合を多くするとか、そういう資料なのでしょうか。

○事務局 学校評価公開加算につきましては、もともと職業実践専門課程の一つの要素でありますけれども、これとは別にそもそも学校評価自体を公開するというのが、先ほど議論が出ていましたけれど

も、義務であったりとか努力義務であったりする部分の中の話ですので、これは引き続きやっていただくような形です。今回プラスアルファで職業実践専門課程と申しますと、企業と連携してカリキュラムを組むなど、新しい要素が多く加わった上で認定を受けなければいけないので、これについてはまた別のものとして、新しく加算項目として設けたいという趣旨になります。

○村田会長 そうすると、政策誘導配分の配分項目として、新たに例えば⑥として職業実践専門課程の関係が入ってくると。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○村田会長 もしこれが入ってくるとなれば。では、平成29年度の方に書いてあるというのは。

○事務局 平成29年度に書いてあるところは、学校評価公開加算として提示はありますけれども、資料5-2で設けているのは、これは今度30年度の運営費補助金の配分を定めるときに、もしこの内容でお認めいただければ、⑥として、新しく職業実践専門課程の認定を受けた学校への加算というような項目を加えるような形になります。

○村田会長 だから、配分の趣旨としては今年度も入っているということなのですね。

○事務局 そうですね。なので、新たな職業実践の方を項目立てするとしたら、その趣旨についての文言は整理させていただきます。

○村田会長 そうですか。

○事務局 今回の部分は両方の目的に資する形になってしまいますので、主な目的を書くなど、文言的には整理いたします。

○村田会長 分かりました。

○委員 教えてください。資料4-1、剰余金の保有調整というのがありますけれども、例えば将来にわたって施設をよくしたいとか拡充したいというような場合に関しては、きちんとした施設拡充資金という形で、きちんと積み立てなさいよと。そして、剰余金にしないようにすればいいという、こんなふうに理解していいのですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○事務局 これは幼稚園だけです。特別に設けている歴史的な経過があって、その辺りのコンプライアンスというところを、特に幼稚園の場合は明確にする必要があったので、こういった形で残っています。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 今後の話になってしましまして、未定な部分というのはたくさんあると思うのですが、教えていただきたいのですが、幼児教育の無償化が今言われていますので、無償化に当たっておそらく10月、31年の10月からということになってくると思うのですが、その場合、こちらで来年度以降の話になりますが、決めた運営費に関しては、どういった状況での切り替えですとか、あと予算措置も含めて、どのタイミングで切り替えですとか、その計算の方法というのをどのように考えてい

るかというのを教えていただきたいのですが。

○事務局 まず、幼児教育の無償化に関しましては、まだ不明確な点がいろいろありますので、正直なところ、今情報収集に努めているという段階です。その情報収集に当たりましては、国に対してしつこく照会することによって情報を引き出すことはもちろんなのですが、ぜひ現場の幼稚園の先生方や幼稚園連合会の方にも、そういう無償化によってどのようなことが想定されて、どのようなことが懸念されるのかということ、ぜひいろいろ教えていただきながら施策を作っていきたいと思いますので、その辺りをよろしくお願ひしたいと思います。

一般的に言って、今の幼児教育無償化というのは、いわゆる父母負担の軽減の方に重点が置かれていますので、その意味では運営費補助金にダイレクトにつながる部分はどれだけあるかというのはまだ分からないのですけれども、ただ無償化が進むことによって、例えば質の向上ですとか、あと受入側の整備など、そういったことで影響が出てくるところも考えられますので、その辺りはきめ細やかに情報を集めて、ぜひ一緒に御相談させていただきたいと思っております。

今の段階でどのような形で、いわゆる運営費補助金の配分など、予算そのものに影響するかというのは、今後の検討課題ということになっております。

○委員 それはおそらく実行されるということ踏まえてのお話を今させていただいているのですけれども、年度途中で急にやらないよとか、そういった場合に関しては、多分園児納入金の抑制策などが絡んでくる話になってしまうと思います。年度途中で導入された、もしくは導入されなくなったときの金額の変更というのはあり得るのかということをお伺ひしたいのですが。

○事務局 その辺りも、実際にどういう形で無償化が導入されるか。今の先生のお話だと、いわゆる上限額まで幼稚園の保育料が無償化になるので、その環境になれば保育料を上げるということ、ある程度検討されている幼稚園がいらっしやると。それが、無償化が導入される予定が、例えば先送りになった場合にどうするかなど、おそらくそういうことだと思うのですけれども、その辺りも含めて、よく動向をにらんで検討したいと思います。なるべく幼稚園に悪い影響が出ないような形で検討していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員 すみません。1つ教えてください。資料3-1に政策誘導配分というのがあって、小中高の部分だと思うのですけれども、参考資料1の3ページを見ていると、グローバル人材育成枠というのがあって、その後に特別補助というものもあります。グローバル人材育成枠を見ても、特色教育加算なのかなと思っていただいているのですけれども、別項でここに書いてあったり、あと特別補助というもの、これは何なのかなと思って、これは政策誘導配分の中に入るのですか。

○事務局 グローバル人材育成枠については、政策誘導配分の中の、特色教育加算の中の一つということになります。

それから、特別補助の教育改革推進特別経費というのがございますが、これは国庫補助のメニューでこういったものがございまして、一緒に載せさせていただいています。この上までの運営費補助金

とは別に、これを実施すると、例えば次世代を担う人材育成の促進というのは60万円になりますけれども、この半分が国庫補助で出るというようなものがございまして、それをここに一緒に載せさせていただきます。

○委員 総枠で示されたこの金額の外だと思えばいいわけですね。

○事務局 おっしゃるとおりです。

○村田会長 ほかに、よろしいでしょうか。

○委員 すみません。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 確認ですが、資料の一覧と、中の資料、例えば資料3-1は、平成30年度と平成29年度と、何か表記が違うかなと思うのですよね。資料一覧は平成29年度かなと思うのですが。

○事務局 すみません。現行の部分の御説明ですので、3-1につきましては平成29年度ということで、誤りです。大変失礼いたしました。

○委員 そうすると、4-1や5-1も。

○事務局 同様です。失礼いたしました。

○村田会長 資料の3のどこですか。

○事務局 資料の3-1です。

○村田会長 皆さんに分かるように説明していただけますか。

○事務局 失礼しました。資料の3-1、資料の4-1、それから資料の5-1、全てこの資料一覧では平成30年度とございますけれども、正しくは平成29年度ということで御訂正ください。

○村田会長 よろしいですか、皆さん。

○委員 分かりました。

○事務局 資料一覧の方が記載誤りということで、お詫びして訂正させていただきます。

○委員 委員長、ちょっと。

○村田会長 はい、どうぞ。

○委員 先ほどから気になるので。高額給与調整、それから常勤の方はあまり不思議ではないのだけれども、基準額以上の給与が出る。結局人材不足で処遇改善というか、処遇改善するところは補助金が減額になるのかな。基準額以上の給与を、これは幼稚園だけではなくて、どの学校もそうだと思うけれども、これはどうなのですか。給与を基準額以上改善すると、補助金はもう出さないと。どういうことなのだろう、これは。調整されてしまうのでしょうか。

○事務局 では、まず幼稚園の仕組みについて御説明を申し上げます。

幼稚園で設定している高額給与調整というのは、まず県内の私立幼稚園の園長先生の平均的な給与としまして、それに1.5を掛けます。1.5を掛けて、おおむね1,250万円という額になるのですが、それを超えた額をもらっている、例えば1,500万円もらっている園長先生がいらっしゃる場合には、1,500万

円からその1,250万円を引いた250万円を補助金から減額させていただくという仕組みになっております。

○委員 分かりました。経営者や理事長が対象なのですね。

○事務局 そうです。

○委員 それで、たくさんこれをとったのですね。先生方の給与を上げると減らされてしまうのかと思った。そうではないのですね。特に高額な給料の教職員と書いてあったので少し誤解するな。

○事務局 理事長の中には事務長を兼務している方もいらっしゃいますので、教員及び職員で、そういう著しく高額、かなり平均よりも高い給料をもらっていらっしゃる方がいる幼稚園については、その分を減額させていただいているという趣旨です。

○村田会長 では、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○村田会長 では、皆様方から非常に貴重なさまざまな御意見いただきました。ただいま頂きました御意見を踏まえまして、事務局の方でも配分金をどうするかを検討して、よく次回の審議会に向けて検討していただきたいと思っております。

今後、次回につきましては、事務局で精査した上で平成30年度運営費補助金配分の基本方針の案を整理して、またこの委員会に御報告いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で議事は終了いたしました。

議事の進行につきまして、大変御協力いただきましてありがとうございました。

これからは事務局に進行をお願いいたします。

11 閉 会

○司会 委員の皆様方には、貴重な御意見を頂戴しましてありがとうございました。

それでは、最後に事務的な連絡になります。次回の審議会日程につきまして、調整のため、本日まで皆様のお手元に、皆様の御都合や御予定をお伺いしたアンケートを配付させていただいております。大変恐縮ですが、本日あるいは後日事務局まで御送付いただきますようお願いいたします。皆様の御回答を集約いたしまして、早急に日時の方を御連絡させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

(1時間55分)